

岩手県告示第206号

森林公園条例（昭和55年岩手県条例第26号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定により、岩手県民の森の利用料金を次のとおり承認した。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 表1に掲げる額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
（2） 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合にあっては、表3に掲げる額

表1 施設の利用料金

1 森林ふれあい学習館多目的ホール及び森林ふれあい学習館ミーティングルーム

区 分	単 位	利用料金
森林ふれあい学習館多目的ホール	1時間までごとに	円 2,150
森林ふれあい学習館ミーティングルーム	1時間までごとに	1,130

2 キャンプ場

単 位	利用料金
1日までごとにテント1張につき	680円

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表2 附属の設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金
テント	1日までごとに1張につき	680円

備考 「1日まで」とは、宿泊を含む1両日とする。

表3 条例第3条第1項各号に掲げる行為の許可を受けた場合の利用料金

区 分	単 位	利用料金
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日までごとに	円 570
業として行う写真の撮影	1日までごとに1台ごとに	230
展示会その他これに類する催しの開催	1日までごとに	5,090

2 利用料金の適用年月日

令和7年4月1日